

新しい「遺伝子組換えでない」表示制度の創設について(意見)

平成 30 年 2 月 16 日
 一般財団法人 食品産業センター
 武石 徹

(意見)

検出限界以下の混入率を前提とする新しい「遺伝子組換えでない」表示制度については以下の理由により、依然として検討すべき課題が多く、検討会の合意を得た制度と整理することには反対である。

(理由)

1 消費者のニーズについて

現在のIPハンドリングを前提とした「遺伝子組換えでない」任意表示については、消費者のニーズに応じて、表示する商品が拡大してきた。

この際、「遺伝子組換えでない」の意味を「全く遺伝子組換え原材料が用いられていないこと」と誤認する消費者がいることは否定できない。

しかし、それはあくまでも当該表示が与える印象の問題であり、安全性に関して国の確認を受けている遺伝子組換え原材料について、現在の5%以下の遺伝子組換え混入率(95%以上非遺伝子組換え)では不安で、コストをかけてまで混入率0%(100% 非遺伝子組換え)の新制度が必要とする消費者ニーズがどの程度あるかは明らかでない。

消費者ニーズが不明な中で、ことさら混入率ゼロを強調する制度を作ることにより、逆に、あたかも製品中の全ての原材料などについて遺伝子組換えフリーのような誤解を消費者に与える恐れがあることに加え、混入率をゼロにすることにより、遺伝子組換え食品が安全性に懸念があることから引き下げるという誤った印象を消費者に与えることになりかねない。

現在、IPハンドリングを前提に一定のニーズがある「遺伝子組み換えでない」表示商品が厳しい条件になり、供給量が大幅に縮小するということが、現行の「遺伝子組み換えでない」表示商品を求める消費者ニーズに逆行する懸念もあることから、制度を改定する前に、まずは、消費者へのアンケートなどにより、消費者ニーズの検証が必要ではないか。

2 検査面での実行可能性について

前回、検査方法についての議論が行われたが、検出限界以下を確定するための検査方法について分析の専門家の委員間でも合意がなかったと承知している。

外国からバラ輸送の形態で輸入される非遺伝子組換え大豆・トウモロコシはパナマックス船で一船当たり1～2万トンという膨大な単位で輸送される。

1万トンでトウモロコシ約285億万粒にもなり、その原料について、どの工程でどのサンプルを採るかによって検査数値は振れる可能性があり、そもそも検査コストも含め、罰則を掛けるに足る統計的有意性も含めた検出限界以下の公定法となる検査の仕組みが実行可能か、整理した上で制度の必要性を検証する必要がある。

3 社会的検証も含めた実行可能性について

現在の「遺伝子組換えでない」表示は、IPハンドリングとして、原料生産地から製造工場までを分別管理証明書でつなぐという社会的検証と、混入率の検査という科学的検証を組み合わせた制度によって裏打ちされている。

新しい「遺伝子組換えでない」表示制度について、混入率を検出限界以下という厳しい水準に設定した場合、外国からの輸入原料について、どのような管理を行って混入率を低下させるのか、IPハンドリングに代わる新たな社会的検証システムの制度化が必要ではないか、その場合のコストはどう考えるのかという点について整理が必要。

また、現在のIPハンドリングの実態から、検出限界以下での混入率を前提にすると少なくとも、米国等からの輸入はリスクが多く、実現不可能ということは輸入商社を始めとする関係業者の共通認識である。

仮に、遺伝子組換え農産物の商業生産をしていない国や国産原料を使う場合、輸入先でのコンタミの可能性、国産原料についても原料種子から、生産、集荷、加工工場への搬送、保管、製造工程でのコンタミの可能性まで考慮すると、IPハンドリングに準じた、どのような社会的検証とそれをチェックする科学的検証が可能かをセットで検討しなくては実行可能性が判断できない。